

源泉徴収事務 平成25年1月から改正！

1. 給与所得控除の改正

給与の年収が1,500万円を超える方は、年収から控除する給与所得控除額が一律245万円となりました(所法28③)。この改正は、平成25年1月1日以後に支払うべき給与等について適用されます(改正法附則53)。

2. 退職所得課税の改正

役員として務めた年数が5年以下である方がその役員の勤務に対する退職金を受け取った場合、退職金から退職所得控除額を控除した残額の半分ではなく、全額に対して課税されることとされました(所法30②)。この改正は平成25年1月1日以後に支払うべき退職手当等について適用されます(改正法附則54)。

3. 復興特別所得税の創設

平成25年から平成49年までの各年分の確定申告については、所得税の他、復興特別所得税(税率2.1%)をあわせて申告・納付することになりました。サラリーマンは平成25年1月1日以降に支払を受ける給与等から所得税及び復興特別所得税が源泉徴収され、給与支払者は源泉所得税の法定納期限までに合計額を納付することとなります。

上記1と3に関連した給与等の源泉徴収に関しては、共に平成25年分の源泉徴収額表等に改正が反映されています。正しい資料を用いて計算し、誤りのないよう注意しましょう。

システムを利用して給与計算を行っている場合には、改正が反映されているバージョンになっているかどうかの確認を行うといいと思います。また、所得税とともに復興特別所得税を源泉徴収した場合の納付は、従来の納付書では納付することができません。納付書右側の『納期等の区分』に“支払分源泉所得税及び復興特別所得税”と記載されている、復興特別所得税が納付できる新しい納付書で納付するようにしましょう。

なお、平成25年分の扶養控除等申告書等から、書類の保存期間が法令化されました。具体的には、平成25年分の扶養控除等申告書であれば、平成26年1月11日から7年間の平成33年1月10日まで保存しないとけません。この点も改めて確認しておきましょう。

新しい事業承継サービスがスタート！ まずはニーズ登録から

以前に「日本M&Aセンター」と業務提携し、M&Aに関するサービスを開始したことをご案内していました。これに関して、いくつかお客様からお問い合わせをいただいておりますが、案件の規模が大きいことやそのコンサルティングフィーが高いため、躊躇されるケースがございました。

今回ご案内する新しいサービスは、年商1億円以下の事業を対象に「売り手情報」と「買い手情報」を集約した「M&A@net」というM&A情報プラットフォームを利用したM&Aサービスです。

費用面では、業界最低水準でのサービス提供が可能となっています。詳細は、この紙面もしくは個別にご案内させていただきますが、ご興味のある方については、ASAKまでお問い合わせください。



CONTENTS	
源泉徴収事務	
平成25年1月から改正！	P.1
新しい事業承継サービスがスタート！	
まずはニーズ登録から	P.1
使っていない産業機械	
の取扱い	P.2
自由診療の多い医療機関	
納税制度見直し	P.2
滞納税引き下げへ	P.3
資産税 外国資産の	
課税対象を拡大へ	P.3
太陽光発電設備の特例	P.3
木曾岬にメガソーラーを新設！	
その経済効果は？	P.4
年金問題について	
考えてみましょう！	P.5
12月度の税務スケジュール	P.5
今月の名言録	P.6
Asak's Tweet	P.6

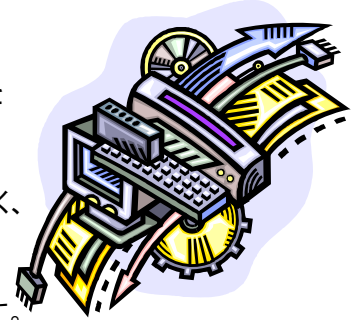


使っていない産業機械の取扱い

めまぐるしく技術が進歩する昨今では、高額な産業用機械が数年で型落ちとなってしまいうことも多いと思います。

産業用機械の値段はピンキリですが、特殊機能を備えた最新の機械となると高額なものも多く、それだけに「型落ち」のショックはかなりのものであることが想像されます。

このほかにも、商品の仕様がかわって古い機械が使えなくなったり、不況で商品の生産が中止になったりと、高額な機械が何らかの理由で使えなくなってしまうケースはあるかと思ひます。



一般に、不用になった機械は廃棄処分するのが普通ですが、産業用機械は廃棄するにも相当な費用がかかるため、やむなくオフィスや工場の片隅に放置している会社も多いようです。

こうしたケースでは、「有姿除却」という方法があります。これは、使用停止した固定資産を廃棄していなくても、現状有姿のまま除却損を計上できるという制度です。対象資産の帳簿価額からその処分見込価額を控除した金額を除却損として計上でき、不用な固定資産を処分できずに抱え込んでいる会社にとっては有難い制度です。

ただし、有姿除却後も時々使用している場合には、税務調査で否認されたり、「今後使用する可能性がないことを立証できない」として色メガネで見られるケースもあるので注意が必要です。

実際には廃棄していないモノを帳簿上「廃棄した」ことにするので、稟議書などによる会社として判断資料や、第三者による診断結果を準備しておくのも一案ですが、その機械の核となる部分を破砕して物理的に使用不可能にしてしまうという手もあります。いずれにしても、しっかりと説明責任を果たせるよう、準備は入念にしておきたいものです。

自由診療の多い医療機関 納税制度見直し

医業又は歯科医業を営む個人事業者については、社会保険診療報酬の金額に応じて、概算経費による申告の特例が認められています。

【保険収入に係る必要経費】

社会保険収入 (A)	算式
2,500万円以下	(A) × 72%
2,500万円超 3,000万円以下	(A) × 70% + 500千円
3,000万円超 4,000万円以下	(A) × 62% + 2,900千円
4,000万円超 5,000万円以下	(A) × 57% + 4,900千円



これについて、政府税制調査会は12日の会合で、医療機関の税負担が減る「益税」の原因とされる納税制度を見直すことで合意しています。現行の制度では、社会保険の対象にならない自由診療で多額の収入がある医療機関は、実際よりも多く経費が計上できる可能性があるため、「概算経費」の適用から外す方向で検討されています。つまり、収入の大きな医療機関が、税負担で優遇されている事態を回避するのが目的です。

これは、医療機関が収入から差し引く経費を計上する際に、一定の「概算経費率」を適用できるのですが、その対象から自由診療の多い医療機関を外します。具体的には、厚生労働省の提案に沿って調整を進めることにしており、2013年度税制改正での実現を目指しています。

現行の制度は、社会保険の診療報酬による収入が5,000万円以下の小規模な医療機関が対象となっています。これは、比較的小規模な医療機関の事務負担を軽くするのが目的となっていますが、実際の経費を概算の経費が上回れば、課税対象の所得が減って税負担が抑えられることとなります。

医療機関には診療報酬が少なくても、自由診療で多額の収入のある場合があり、厚労省の調査では制度を適用された医療機関のうち総収入が7,000万円を超える層では、4割以上が自由診療の収入だったとのこと。つまり、規模の大きな医療機関は経費率が低い傾向にあり、この概算経費を適用すれば「益税」となっている可能性があるのです。

この制度の問題点は、会計検査院も指摘していますが、概算経費率そのものが実際の経費率に比べて高すぎるのではないかと指摘に対しては、厚労省が実態に近いとする調査結果を提示しており、経費率そのものについては改正されない可能性が高いと思われます。

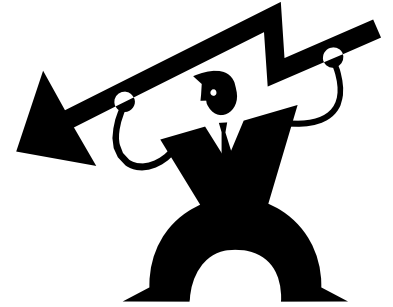
滞納税引き下げへ

財務省は、税金の納付が遅れた場合に課す滞納税である延滞税を下げる方向で検討に入っています。その方針は、今後開かれる政府税制調査会の会合で示されるものと思われます。

延滞税は法律で定められた期限までに税を納められなかった場合にかかりますが、期限の翌日から2カ月以内については日銀が定める利率(基準割引率)に、「年4.0%」を足した率が延滞税としてその納税額に加わります。現在の延滞税の利率は「年4.3%」で、2カ月を超えるとさらに高い利率である「年14.6%」がかかることになります。

この現在の利率は、長引く低金利の下では、「年4.3%」でも高いのに、ペナルティとしての要素があるとはいえ「年14.6%」の延滞税はあまりにも高すぎるとの批判がありました。今後、具体的な下げ幅を調整し、早ければ、2014年1月からの実現を目指しています。

政府は、こうした延滞税の見直しについても、事業者の税負担に配慮した支援策に掲げてきていたものです。

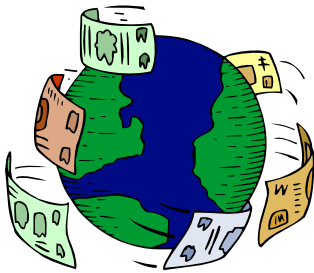


資産税 外国資産の課税対象を拡大へ

財務省は、外国籍の子どもや孫に対する相続税と贈与税の課税対象拡大を検討しています。現在は外国籍の子どもや孫の場合、国内にある資産だけが課税対象であり、外国にある資産は課税対象とはなっていません。そこで、この制度を利用し、外国にある資産への課税を逃れる事例があるため、課税の網を広げることを目指すことにしています。

例えば日本人の父親が国内外に持っていた資産を、海外にいる子どもに相続させる場合が検討の対象になります。子どもが日本国籍であれば、国内外の資産はすべてが相続税の対象であるにも関わらず、子どもが外国籍であれば、現在の仕組みでは、相続税は日本の資産にしかかからないからです。

財務省によると、アメリカやイギリス、ドイツなどは自国の国籍を持たず国外に住む相続人でも、国内外の資産を対象に相続税を課しています。



日本の相続税は、もともと国内に住む人を念頭に置いてきましたが、2000年に日本国籍で海外に住む人にも課税対象を広げてきていました。今後は、経済のグローバル化に伴い、日本国籍を持たない人への相続が増えることも予想されており、財務省は海外の事例を参考にしながら、課税の拡大を検討していく方針のようです。

太陽光発電設備の特例

今年の7月から、再生可能エネルギーの固定買取制度が開始されました。これに伴って、太陽光発電設備や風力発電設備の導入を検討している企業も増えてきています。

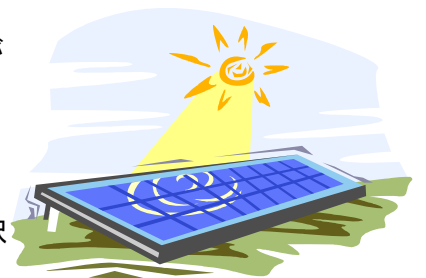
太陽光発電設備や風力発電設備のうち、一定の要件に該当するものについては、エネルギー環境負荷低減推進税制の適用があります。

これは、法人が指定期間内に新品のエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得をして、1年以内に事業の用に供した場合には、特別償却または税額控除ができるという制度です。

税額控除制度は、青色申告書を提出する中小企業者等で取得価額の7%の税額控除が認められています。

特別償却制度は、青色申告法人で、一定の太陽光発電設備や風力発電設備であれば、取得価額の全額を初年度に即時償却することができます。

また、太陽光・風力発電設備以外の水熱利用設備、雪氷熱利用設備やバイオマス利用設備については、取得価額の30%の特別償却(中小企業者等のみ7%税額控除との選択適用が可能)が認められていますので、ご活用を検討してみたいかがでしょうか。



木曾岬にメガソーラーを新設！ その経済効果は？

三重県と愛知県の境界にある木曾岬干拓地で計画しているメガソーラー(大規模太陽光発電所)建設で9日、丸紅が事業者になることが明らかになりました。同社による地元経済への貢献策が選定の決め手となり、総事業費は約160億円で、計画を進めてきた両県は税金など地域への経済効果を期待しています。新エネルギーの導入を進める三重県の戦略にも弾みがつきそうです。

◆ 新エネ戦略に弾み

計画では、メガソーラー事業で使われる土地は三重県が持つ約62ヘクタールと愛知県の約16ヘクタール。発電能力は4万8700キロワットで約1万5000世帯分の電力を賄える規模。変換によるロスなどで実際に利用可能な出力は3万5000キロワット程度となる見通しで、発電した電力は中部電力に売電します。

8月からの事業者募集には6社が応じました。選ばれた丸紅は、関連設備について地元で生産される部材や製品を積極的に活用することや、地元で発電事業会社を設立すること、メガソーラーを活用した環境教育施設の整備などを提案しました。

三重県はこうした地域への貢献に加え、「中小水力発電や洋上風力発電にも取り組むなどエネルギーについて経験やノウハウを持っている」(鈴木英敬知事)点を評価しました。具体的内容については、今後地元自治体を含め協議が進む見通しです。

◆ 雇用や税金増、地元之恩恵

三重県によると、約1年半の建設期間中は1日当たり最大300人の雇用が生まれるほか、税金増にもつながるなど経済効果は大きなものが期待されます。関係市町分を含めた地方税が20年間で三重県が26億4000万円、愛知県が4億9000万円にも上る見通しです。

愛知県も「県の土地の有効利用につながり、再生可能エネルギーの普及に貢献できる。地域の小中学生の環境学習にも役立つのでは」(地域政策課)と期待感を示しています。

メガソーラー計画が一步進んだことで、新エネルギーに注力する三重県の戦略には弾みがつきそうです。県は今年3月に「新エネルギービジョン」を改定し、10年間で太陽光発電を約8倍にすることや風力発電を約3.4倍にする目標を掲げました。

三重県は環境・エネルギー関連産業を新たな成長分野と位置付けており、10月には産官学で「みえスマートライフ推進協議会」を設立。中核メンバーには富士通、ホンダ、大和ハウス工業など民間企業6社の関係者も加わります。近く3つのモデル地域で環境・エネルギー技術を活用したまちづくりなどに取り組む予定です。

鈴木知事は「三重県を新エネルギーの実験場に使ってほしい」と訴え、石油化学、自動車、エレクトロニクスの3分野に依存した産業構造から脱却を図りたい考えです。

◆ 買い取り価格、毎年見直し

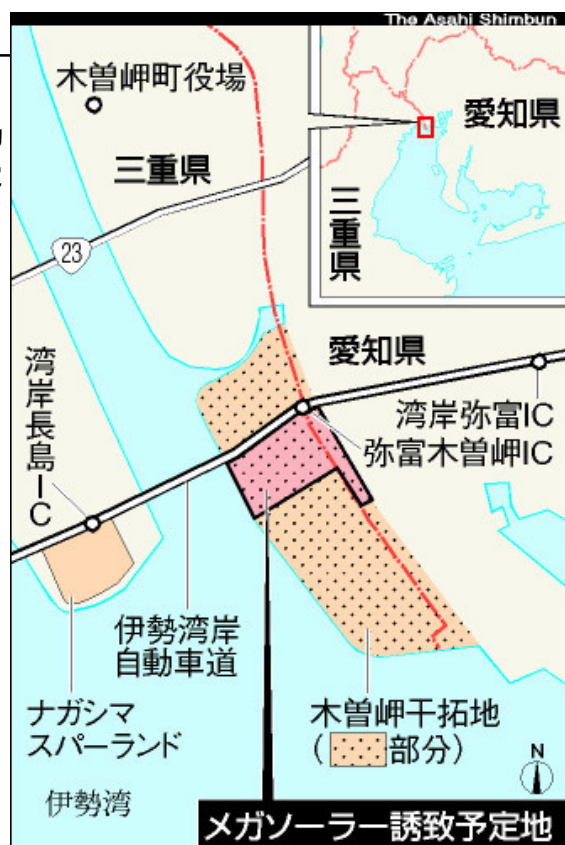
再生エネルギーの固定資産価格買い取り制度が7月に始まり、中部地方でも大規模太陽光発電所(メガソーラー)を含め再生可能エネルギーの導入機運が高まっています。

経済産業省によると、9月末時点で買い取り制度の認定を受けた設備件数は愛知県が6801件と都道府県別で最多。家庭などの小規模な太陽光発電が大半を占めるため合計出力は約4万2千キロワットと12位に留まりますが、中部圏の導入意欲の高さが窺えます。

買い取り制度は、再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が買い取ることになっています。原資は電気料金に上乗せされ、家庭や企業が負担します。8月から一般家庭の負担額は全国平均で月87円となりました。

買い取り価格は原則毎年見直されます。技術革新で再生エネの設備費用は下落しているものの、施行後3年間は発電事業者の利潤に配慮するとしており極端な引き下げは考えにくいです。

買い取り価格次第では、電気料金への上乗せ額が来年度以降上がる可能性も否定できません。国は家庭や企業への過重な負担を避けると明言しており、その“さじ加減”が注目されます。

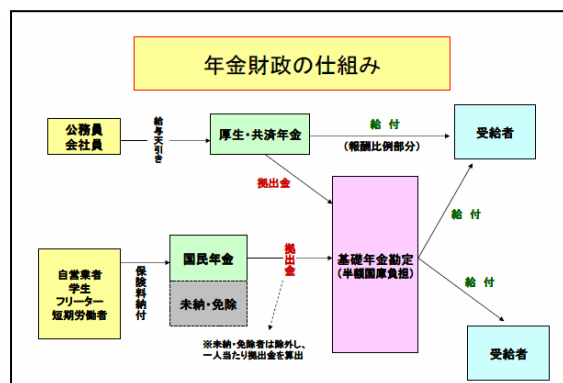


年金問題について考えてみましょう！

今回は、公的年金制度をおさらいしてみようと思います。

1944年に、厚生年金保険法(旧)が施行され、1985年に年金法が改正されました。これに基づき基礎年金が導入され、2階建ての年金制度がスタートしました。もともと日本の年金制度は、国民年金・厚生年金・共済年金がバラバラにスタートしていた為、これを統一しようとしたのです。

しかしながら、この統一にむけての動きが、現在、様々な問題点を生み出してしまったのです。



まず、各年金の基礎年金は40年間加入の満額で6万5,541円(満額)と同じでも、払っている保険料は制度によってばらつきがあります。国民年金保険料は月額14,980円と一律定額。

それに対して、厚生年金保険料は所得に応じて異なり、所得比例と併せて標準報酬月額額の16.766%で、2017年まで段階的に引き上げられることになっています。これは従業員が会社と折半で負担し給与から天引きされています。

そして、最近また多く報道されている、国民年金の未納問題。
未納者の増加は、厚生年金加入者にシワ寄せが及ぶことになります。

その理由は、国民年金・厚生年金・共済年金の負担額(基礎年金拠出金)の決定方法にあります。基礎年金拠出金はまず、基礎年金の給付に必要な費用を計算し、その2分の1が国庫負担。残りの金額を国民年金被保険者で人数割りにして基礎年金拠出金が決まります。このとき、保険料免除者と未納者は人数から除外して計算されます。そのため、免除者・未納者が増えると、厚生年金加入者にそのツケが回ってくるのです。

半世紀を経て、年金制度が社会の変化に合っていないとの指摘もあり、年金制度の見直しは急務だといえるでしょう。

12月度の税務スケジュール

内 容	期 限
11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(当年6月～当年11月分)の納付	納 期 限 12月 10日(月)
7～12月分源泉所得税の納期限の特例届出書の提出	申請期限 12月 20日(木)
10月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>	申告期限 1月 4日(金)
1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>	申告期限 1月 4日(金)
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>	申告期限 1月 4日(金)
4月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>(半期分)	申告期限 1月 4日(金)
消費税年税額が400万円超の1月・4月・7月決算法人の3月毎の中間申告<消費税・地方消費税>	申告期限 1月 4日(金)
消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(8月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>	申告期限 1月 4日(金)
給与所得の年末調整	調整時期 本年度最後の給料の支払いをするとき
給与所得者の保険料控除・住宅取得控除申告書の提出	提出期限 12月 10日(月)頃まで
固定資産税(都市計画税)の納付(第3期分)	納 期 限 各都道府県条例に定める日

今月の名言録

～ 善に見る ～

正しい判断を行うには、正しい認識がなされなければなりません。
しかし、この正しく認識するということが非常に難しいのです。

なぜなら、現象というのは、ただ一つの事実しかないのですが、観察者の視点によって左右されるからです。決して絶対的な事実だけが存在するわけではありません。現象を観察する人の、心のフィルタを通して見るだけに、主観に左右され、ただ一つしかない事実が善にも悪にもなるということ、私たちは日常経験しています。

たとえば、ここに全力で働いている人がいるとします。その人をたった一回の人生を真面目に人一倍働いて、一生懸命に生きようとしていると見るならば、善かもしれません。しかし、家族や自分の健康も顧みず、遊びも知らず、ガムシャラに働いただけという意味ならば悪だとも考えられるわけです。

どちらかが正しいわけではありません。両方とも誤っているのかもしれませんが、どうせ主観に左右されるならば、ものごとを善に見ていく習慣をつけるべきだと私は考えています。否定的なものの見方は、自己の成長や問題の解決をもたらしません、次元の高い心に基準を求めた認識や判断は、必ずや良き結果をもたらすはずだからです。

(「心を高める、経営を伸ばす」稲盛和夫著 PHP研究所)



Asak's Tweet

年の瀬を迎え、なんとなく気忙しい時期になってきました。特に私たちの仕事は、この年末から来春にかけて、とても忙しくなる時期でもあるので、余計にそのように感じてしまうのかもしれませんが。

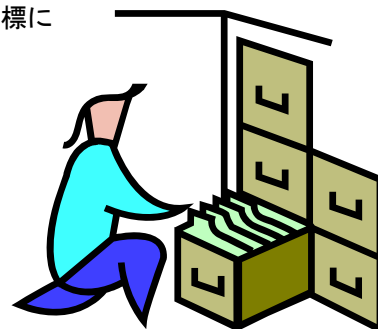
年に1度の大掃除や書類の整理にも忙しくなる時期ですが、今年の年初にたてた課題や目標についても、整理しておきたいですね。

みなさんは、どのくらい達成することができましたか？

年末のこの時期だからこそ、達成できたものやできなかったものを整理し、来年の新たな目標設定に活かしていくと良いと思います。

そういう自分は、毎年同じような目標をたてては未達成になっている目標があるような・・・。
来年こそは、チャレンジします！

(浅岡 和彦)



事務所のご案内

〒460-0022
名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
TEL: 052-331-0135
052-331-0145
FAX: 052-331-0167
<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、
下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

